

大分市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもの権利等への配慮（第4条－第6条）

第3章 関係者の役割（第7条－第10条）

第4章 市の責務（第11条）

第5章 主な施策（第12条－第15条）

第6章 推進計画（第16条・第17条）

第7章 議会の評価等（第18条）

附則

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人々とかかわり、成功や失敗、喜びや悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を思いやる心、規範意識等がはぐくまれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報のはん濫、子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

私たちの願いは、子どもが、家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさとをおいたを愛する心をはぐくみ、生き生きと育つことです。

また、子どもは、大人が規範を守る手本を示してほしい、触れ合いのある住みやすいまちになってほしいと願っています。

このような中、子どもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来の地域社会の発展を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、事業主及び市が、連携協力し、社会全体で子どもの育成を支援していくことが大切です。

ここに、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、

地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境が整えられること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

第2章 子どもの権利等への配慮

(子どもの権利等)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。

- 2 子どもは、年齢及び成長に応じてまちづくりに参加することができる。
- 3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にしよう努めるものとする。

(子どもの集いの場等の確保)

第5条 本市は、子どもが自然及び人と触れ合い、遊び、学び、及び集うことのできる場を確保することに努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第6条 本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

第3章 関係者の役割

(家庭の役割)

第7条 家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、社会規範等を学

ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに関心を持ち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にする中で、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

- 2 父母その他の保護者（以下「保護者」という。）は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。

（学校等の役割）

第8条 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 集団生活における他者との関わりを通じて、子どもの年齢及び成長に応じ、豊かな人間性及び社会性をはぐくむこと。
- (2) 子どもの心身の成長に応じて自ら学び、考え、及び解決する力等をはぐくむこと。
- (3) 子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。
- (4) 子どもの障害等への適切な支援をすること。
- (5) 子どもの心身の健やかな成長のため、教育環境の整備及び相互の連携を推進すること。
- (6) 開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

（地域の役割）

第9条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 相互に連携協力し、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもの生活上の安全に配慮すること等により子どもが安心して生活することができるための環境づくりを進めること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者への知識の提供、交流の場づくり等を行うこと。

（事業主の役割）

第10条 事業主は、子どもの育成に関し、次に掲げる役割を果たすよう努め

るものとする。

- (1) その事業所で働く保護者が仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境づくりを進めること。
- (2) 地域社会の一員として、学校等、地域、市等の行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

第4章 市の責務

第11条 市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が相互に連携協力し、一体的に施策を推進すること。
- (3) いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組を推進すること。
- (4) 家庭、学校等、地域及び事業主がそれぞれの役割に応じた取組を推進するための支援をすること。
- (5) 家庭、学校等、地域、事業主、県及び関係団体と連携協力すること。
- (6) 家庭、学校等、地域、事業主及び関係団体が相互に連携協力を図ることができるよう支援すること。

第5章 主な施策

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、子育て家庭の生活の実態及び多様化する要望を的確に把握し、柔軟かつ総合的な支援に努めなければならない。

- 2 市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供に努めなければならない。

(子育て力の向上)

第13条 市は、家庭、学校等及び地域と連携協力し、情報交換及び学習の機会の充実を図ることにより、家庭及び地域の子育て力の向上に努めなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における妊娠、出産又は子育てに関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携協力することにより、子どもに関する総合的な相談体制、母子保健施策等の充実努めなければならない。

(虐待への対策)

第15条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のため、家庭、学校等、地域、県及び関係団体と連携協力して必要な措置を講じるものとする。

3 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通報しやすい環境を整備するものとする。

第6章 推進計画

(推進計画の策定)

第16条 市は、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

3 市は、推進計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(評価)

第17条 市は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するため、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

第7章 議会の評価等

第18条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう、監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等をするものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月5日から施行する。